

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療保険料に関する法律、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及びこれらの法律・条令に基づく市条例による、後期高齢者医療保険被保険者の保険料賦課管理事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①保険料決定に関する事務 ②通知書・納付書の印刷・送付
③システムの名称	1. 後期高齢者医療保険料システム 2. 広域連合標準システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料賦課情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号命令第2条 【情報照会】 117の項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市総務部税務課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 電話0244-37-2127
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれる書類は鍵のかかるキャビネットに保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	新様式に変更				
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一59の項	番号法第9条第1項 別表85項	事後	法改正に対応
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会】 80、82の項 【情報提供】 83の項	番号法第19条第8号命令第2条 【情報照会】 117の項 【情報提供】 なし	事後	法改正に対応
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 【判断の根拠】 特定個人情報が含まれる書類は鍵のかかるキャビネットに保管することを徹底している。	事後	様式の変更
令和7年1月31日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分に行っている 【判断の根拠】 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	事後	様式の変更